

調達物品の説明書

公益財団法人長野県下水道公社理事長

1 適用

この調達物品の説明書は、公益財団法人長野県下水道公社（以下、「公社」という。）が調達する次亜塩素酸ナトリウム（以下、「薬品」という。）に適用します。

2 納入期間等

(1) 納入期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(2) 納入場所

薬品の納入場所は、次のとおりです。

処理場名	住 所
伊那浄水管理センター	伊那市下新田2990
駒ヶ根浄化センター	駒ヶ根市下平4569
大町浄水センター	大町市社8222
辰野水処理センター	上伊那郡辰野町大字伊那富2361
箕輪浄水苑	上伊那郡箕輪町大字三日町城安寺
南箕輪浄化センター	上伊那郡南箕輪村大字田畑6259-1
松川浄水苑	北安曇郡松川村5853-1
その他公社が指定する場所	

3 品質規格等

(1) 薬品の品質規格等は、次のとおりとします。

項 目	規 格
外観	透明な淡黄色液体
有効塩素	12.0%以上
遊離アルカリ	2.0%以下
塩化ナトリウム	4.0%以下

(2) 受注者は、納入前に製造元の「製品規格書」及び品質規格に該当している旨を証明する分析結果を公社に提出してください。

(3) 公社が薬品の品質について検査が必要であると認める場合には、受注者は公社が指定する項目の物性試験を行い、その結果を速やかに報告するものとします。

その際、品質の報告にかかる全ての費用は受注者の負担とします。

4 予定数量及び検量

(1) 予定数量

予定数量は、次のとおりです。

なお、数量は保証するものではなく、増減する場合があります。

処理場名	年間予定数量 (kg)	1回あたりの発注量 (kg/回)
伊那浄水管理センター	24,000	2,000
駒ヶ根浄化センター	30,000	2,000
大町浄水センター	24,000	3,000
辰野水処理センター	17,000	1,700
箕輪浄水苑	14,000	2,000
南箕輪浄化センター	8,000	2,000
松川浄水苑	18,000	1,800

(2) 検量

納入数量は、計量器（検定合格器）で計量した数値を使用するものとします。

5 納入方法等

納入方法等は、次のとおりとします。

(1) 納入は、公社が指定する場所及び日時に、タンクローリー車を用いて行ってください。

(2) 納入日時は、原則として日曜、祝祭日、振替休日を除く日とし、9時から16時（12時から13時は除く。）とします。

ただし、非常時及び連続休日が長期にわたる場合は、この限りではありません。

(3) 受注者は、納入時に事故等が発生しないよう十分な安全対策を講じてください。また、受入タンク内への異物の混入を防ぐ措置も併せて行ってください。

(4) 受注者は、必要がある場合は、納入前に薬品タンク内にある残存薬品との安全性や適合性について確認し、納入してください。

6 受け入れ口

(1) 受け入れ口の規格は、次のとおりです。

処理場名	受け入れ口の規格	
	形状	管径
伊那浄水管理センター	10Kフランジ4穴	50A
駒ヶ根浄化センター		
大町浄水センター		
辰野水処理センター		
箕輪浄水苑		
南箕輪浄化センター		
松川浄水苑	タンク上部から投入	

(2) 受注者は、納入前に受入タンク注入口等の確認を行い、事故及び障害が発生しないように万全な対策を講じてください。

7 打合せ等

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに納入手順及び発注方法等の打合せを公社と行ってください。
- (2) 受注者は、契約締結後速やかに連絡体制を確立し、各担当、責任者及び連絡先を公社に報告してください。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに安全データシート（SDS）を公社に提出してください。

8 その他

- (1) 受注者は、関係法令を遵守してください。
- (2) 本契約履行上、受注者の原因で発生した事故等の責任及びそれに伴う費用の一切の負担は、受注者が負うものとします。
- (3) 受注者の原因で設備等を破損した場合は、公社の指示に従い、受注者の責任において速やかに修理、復旧してください。
- (4) この調達物品の説明書に定める事項について疑義が生じたとき、又は調達物品の説明書に定めのない事項については、両者協議によるものとします。